

ワンコインで  
守れる  
家族の安心  
掛金は、1人

500円



ご家族みんな  
加入しましょう！

2025  
年度  
交通「火害」  
共済

申込先

ゆうちょ銀行・郵便局、市役所、町役場

※市町役場の担当窓口でお申し込みの場合、お待たせすることがあります。

4月1日以降の加入申込は翌日の事故から共済対象

各市役所・各町役場・佐賀県市町総合事務組合



令和7年2月掲載予定

## こんな事故が対象となります

小さな事故（自損事故、自転車の転倒事故等）でも交通事故証明書が発行される場合があります！！  
事故発生後は早めに警察へ届出・ご相談ください。



交通事故にはくれぐれも注意しましょう！

## 災害見舞金等級表

区分	等級	災害の程度	見舞金額
自動車安全 運転センター 等の交通事故 証明書をつけたもの	1	死亡	100万円
	2	自賠法施行令別表第1及び別表第2の第1級に該当する後遺障害	100万円
	3	入院・通院日数 150日以上	10万円
	4	100日以上	5万円
	5	50日以上	3万5千円
	6	25日以上	2万5千円
	7	10日以上	1万5千円
上記証明書をつけないもの	8	25日以上	2万円
	9	10日以上	1万2千円

- ※加入(被災)者氏名が確認できない交通事故証明書(物件事故の同乗者等)は、「証明書なし」の扱いとなります。
- ※請求後であっても、等級が上がる場合は差額をお支払いします。
- ※事故日から2年以内にご請求ください。
- ※通院の場合は実際に通院された日数です。  
ただし、同日に複数の治療機関で治療された場合や同日に通院と入院をした場合は1日として計算します。

どんな小さな事故でも必ず

警察へお届けください!

## 1 加入できる人は?

佐賀県内の市町（唐津市を除く）に住民登録をしている人が加入できます。県外の市区町村に一時的に転出している家族（学生、施設入居者等）も特別に加入できます。

## 2 掛金は?

1人500円（年額）。  
中途加入の場合も、掛金は1人500円です。掛金は変わりませんので、できるだけ早く加入されることをおすすめします。

## 3 共済期間は?

4月1日から翌年3月31日までです。この間に発生した交通事故が対象となります。中途加入の共

済期間は、**加入手続き**（申込書提出+掛金納付）された日の翌日から3月31日までとなります。共済期間中にお住まいの市町から転出されても共済の対象とします。請求については、加入されたときの市役所・町役場（以下「市町役場」という。）の担当窓口へ問い合わせください。

## 4 加入申込は?

**ゆうちょ銀行・郵便局でお申込みできます。**（銀行、信金、信組、農協ではお取り扱いできません。）加入申込書に必要事項をご記入のうえ、掛金を添えて、沖縄県を除く九州内のゆうちょ銀行・郵便局の窓口でお申込みください。お住まいの市町役場の担当窓口でも加入申込はできますが、混雑も予想されますので、ゆうちょ銀行・郵便局でのお手続きをおすすめします。（振込手数料は不要です。）

ご家族で住民登録されている市町が異なる場合は、それぞれの市町の申込方法でご加入ください。

ゆうちょ銀行・郵便局でのお申込みに対応していない市町もあります。

表紙に（ゆうちょ銀行・郵便局納入書兼用）と印刷されていない加入申込書を配布されている市町では、ゆうちょ銀行・郵便局での加入手続きはできませんので、市町役場の担当窓口でお申込みください。

（市町ごとに加入申込書が異なります。）

## 5 この共済で交通災害というのは？

日本国内で一般交通の用に供する道路、公共の駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船、フェリー、旅客航空機等の**走行（運行）中の交通事故**による人身事故です。**歩行者でも上記交通乗用具との衝突は対象になります。**

## 6 災害見舞金の請求は？

請求手続きは、**加入された市町役場**でお願いします。他市区町村へ転出された場合でも、加入された市町役場で手続きをお願いします。請求の際は、

①請求書（\*）

②加入者証（写）

③交通事故発生申立書兼現認書（\*）

④自動車安全運転センター等発行の事故証明書（写）

⑤運転者の運転免許証（写）

⑥診断書（\*）自賠償保険等の写でも可

を市町役場の担当窓口提出してください。

（\*）については、所定の様式が市町役場にあります。

死亡の場合は戸籍謄本等も必要になりますので、市町役場にご確認ください。

この災害見舞金は、自動車保険の事故の処理等とは関係ありませんので、**治療が終了したらなるべく早く請求手続きをお願いします。**

## 7 請求期間は？

事故日から2年以内です。治療が長期に渡る場合は、治療途中でも請求されることをおすすめします。一度請求した後も治療が続き、本組合の定める等級が繰り上がる場合は、事故後2年以内であれば**差額分**を請求することができます。ただし、**災害を受けた日から2年を超えたものは受付できません。**

関係機関等の事情により、請求期間内に書類が揃わない場合は、請求窓口にご相談ください。

## 8 交通遺児援助一時金とは？

本共済に加入している父又は母が不幸にして交通事故により死亡した場合、同一生計にある義務教育終了前の子（遺児）に対して一時金として**1人につき10万円**が支給されます。

## 9 見舞金が支給されない場合とは？

次の場合は、**災害見舞金は支給されません。**

- ①病気、交通災害にあたらぬ事故を原因とする死亡・障害・傷害
- ②歩行者の転倒・転落の事故、歩行者同士の接触事故（シルバーカー等の歩行補助車運転者、身体障害者用車いす利用者、エンジンをかけない原付二輪車を押している者、自転車を押している者は、道路交通法では歩行者とみなされます。）
- ③小児用の車（乳母車、二輪車・三輪車・四輪車等）、乗用遊具による事故
- ④自殺行為による交通事故（本人）
- ⑤飲酒・酒気帯び運転による交通事故（本人）  
（自転車の飲酒・酒気帯び運転も同様です。）
- ⑥無免許運転による交通事故（本人）
- ⑦麻薬・覚醒剤等を服用中の交通事故（本人）
- ⑧故意・重大な過失による交通事故（本人）
- ⑨天災による交通事故

⑩一般の人が立ち入ることのできない作業場、  
鉄道又は軌道の線路内での交通事故

⑪公道以外の場所での交通事故

(自宅敷地内、田畑、海岸、河川敷、広場、  
公園内の一般に通行できない場所、レース  
場内、自動車学校のコース内、一般車両が  
通行できない里道等)

## 10 見舞金の支給が制限される場合とは？

次の場合は、災害見舞金の全部又は一部が支  
給制限されることがあります。

- ・「9見舞金が支給されない場合」の④～⑧に  
同乗中の交通事故
- ・治療する医師の指示に従わなかったとき
- ・盗難車又は無断で他人の車両に乗り災害を  
受けたとき
- ・法令に違反したとき
- ・暴走行為とみられる車両の運転（同乗）中  
に災害を受けたとき

## 11 留意事項

①自動車安全運転センター等の交通事故証明  
書が付いていない場合は、災害見舞金は8等  
級又は9等級になります。

1等級（死亡）又は2等級（後遺障害）に該  
当する災害でも交通事故証明書が付いてい  
ない場合は、災害見舞金は8等級又は9等級  
になります。

②対象となる治療機関は健康保険証が使用で  
きる病院・医院・診療所・整骨院（接骨院）  
（※）です。

（※）整骨院（接骨院）については、病院で受  
診後、医師の指示により通院した場合のみ見  
舞金の対象となります。

あんま、鍼、マッサージ、整体（カイロプ  
ラクティック）等の治療は対象となりません。

③対象となる治療日数は、入院の場合は入院  
期間の全日数、通院の場合は実際に通院さ  
れた日数です。

ただし、同日に複数の治療機関で治療され  
た場合や同日に通院と入院をした場合は1日  
として計算します。

※唐津市の住民の方はご加入できません。

※請求については、加入された市役所・町役場の  
担当窓口へご相談ください。

### ～ 交通マナーに気をつけましょう ～

◎夕暮れには早めのライト点灯を  
心がけましょう。

◎歩行者は、夜間の反射材・ライト  
を忘れずに。

### ■個人情報の管理

交通災害共済加入者の個人情報は、見舞金請求  
に対する共済金の支払いのほか支払いのための  
調査、共済事業の充実等に必要な範囲でのみ利  
用させていただきます。

### ■住民の皆様へ

佐賀県市町総合事務組合は、交通事故被害者の  
経済負担を軽減するため住民が少ない掛金で相  
互扶助する交通災害共済事業を県内19市町で実  
施しています。昭和43年からの加入者総数は  
延べ980万人を超え、6万2千人を超える方々に  
約44億4千万円の見舞金をお支払いしてきま  
した。

## 交通災害共済取扱い市町および窓口一覧

市 町	担 当 窓 口	電話番号	市 町	担 当 窓 口	電話番号
佐賀市	生活安全課交通安全・防犯係	0952-40-7012	基山町	住民課くらしの安心・安全係	0942-85-8171
鳥栖市	維持管理課管理係	0942-85-3598	上峰町	住民課	0952-52-7412
多久市	防災安全課安心安全係	0952-75-2181	みやき町	(みやき町庁舎)防災安全課	0942-89-1657
伊万里市	市民課窓口係	0955-23-2143		(みやき町庁舎)北茂安総合窓口課	0942-89-1652
武雄市	総務課案内係	0954-23-9315		(みやき町中原庁舎)住民環境課 中原総合窓口	0942-94-5723
鹿島市	市民課市民年金係	0954-63-2117		(みやき町三根庁舎)三根総合窓口課	0942-96-5532
小城市	総務課庶務文書係	0952-37-6112	玄海町	防災安全課	0955-52-2115
嬉野市	(塩田庁舎)市民課	0954-66-9118	有田町	(有田町庁舎)住民環境課	0955-46-2114
	(嬉野庁舎)市民課	0954-42-3304		有田町東出張所	0955-43-2105
神埼市	(本庁)防災危機管理課消防交通係	0952-37-0104	大町町	総務課	0952-82-3111
	(千代田支所)総合窓口課総務係	0952-44-2111	江北町	総務政策課	0952-86-2111
	(脊振支所)総合窓口課総務係	0952-59-2111	白石町	総務課危機管理・防災係	0952-84-7111
吉野ヶ里町	(三田川庁舎)総務課・住民課住民係	0952-53-1111	太良町	総務課	0954-67-0129
	(東脊振庁舎)住民課住民係	0952-52-5111			